



令和7年2月に発生した岩手県大船渡市の林野火災を受けて、総務省消防庁から各自治体に対し、林野火災の防止を目的とした「火災予防条例」の改正を促す通知が出されました。この通知に基づき、上島町においても令和8年1月1日から「林野火災注意報・警報」の運用が始まります。



林野火災注意報・警報の運用開始について

【林野火災に関する注意報について】

気象の状況が山林、原野等における火災の予防上注意を要すると認めるときは、「林野火災に関する注意報」を発令し、上島町火災予防条例に定める「火の使用の制限」について、**努力義務**を課すこととなります。

【火災に関する警報について】

林野火災の予防を目的として火災に関する警報を発したときは、上島町火災予防条例に定める「火の使用の制限」について、**義務**を課すこととなります。

消防法では、火災警報による「火の使用の制限」に違反した者に対して、30万円以下の罰金又は拘留に処することが定められています。

【注意報・警報の発令基準について】

林野火災**注意報**

- ①乾燥注意報が発表されていること
- ②最大風速5メートル以上が見込まれること
- ③乾燥注意報発表時を基準に、前後12日間（前10日・当日・後1日）の平均降水量が3ミリ以下となっていること

林野火災**警報**

注意報の基準に加え、強風注意報が発表されたとき。（その他、気象状況が火災予防上危険であるとき）

【注意報・警報が発令された場合の火の使用制限について】

上島町火災予防条例第29条により、以下の「火の使用の制限」がかかります。

- (1) 山林、原野等において火入れをしないこと。
- (2) 煙火（花火）を消費しないこと。
- (3) 屋外では、火遊び又は**たき火**をしないこと。
- (4) 屋外では、引火性又は爆発性の物品や、可燃物の付近で喫煙をしないこと。
- (5) 山林、原野等で喫煙をしないこと。
- (6) 残火（たばこの吸い殻を含む）、取灰又は火粉を始末すること。

【林野火災に関する注意報・警報の周知、広報について】

林野火災に関する注意報・警報を発令した場合は、上島町防災アプリによる周知や消防車両の巡回による広報を行います。

また、火災とまぎわらしい煙等を発する行為等の届出の受付時等には、たき火等の中止をお願いしますので、ご協力をお願いします。

愛媛県林野火災アラートの新設について

愛媛県は、林野火災を未然に防止するため、令和7年5月21日に愛媛県林野火災アラートを新設しました。

アラートの運用は、（第1段階）愛媛県林野火災**警戒**アラート（第2段階）愛媛県林野火災**特別警戒**アラートの2段階で発表されます。

上島町にアラートが発表された場合は、火災注意報・警報と併せて防災アプリ等でお知らせします。

アラートの基準等は、愛媛県のホームページでご確認ください。



愛媛県林野火災
アラートQRコード